

総合評価落札方式【工事】の改正概要について

令和3年6月 青森県農林水産部

令和3年7月1日以降に入札公告を行うものから、総合評価落札方式（工事）に関するガイドライン及び手引きについて、下記のとおり一部見直すこととしましたので、お知らせします。

1 改定 週休2日確保工事とICT活用工事の実績加点を分離

●週休2日確保工事の実績の有無

評価項目	評価基準	配点
週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実績証明書有り	1.0
	上記以外	0.0

●ICT活用工事の実績の有無

評価項目	評価基準	配点
ICT活用工事の実績の有無	ICT活用工事の全面活用の実績証明書有り	1.0
	ICT活用工事の部分活用の実績証明書有り	0.5
	上記以外	0.0

◆ICT活用工事証明書の有効期限：(旧)1年間→(新)3年間

◆ICT活用工事証明書の対象工種：

(旧)土工

(新)土工、舗装工、河川浚渫工、地盤改良工、法面工、舗装修繕工

◆建築関係工事は、評価対象外とします。

2 改定 社会貢献活動の要件緩和

◆対象とする社会貢献活動に「道路愛護功労者表彰制度」を追加しました。

◆道路等の「清掃、草刈り、泥上げ、除排雪等」の加点要件となる作業時間を緩和しました。

(旧)年間3回以上、各年度の延べ作業時間60時間以上

(新)年間2回以上、各年度の延べ作業時間40時間以上

3 その他

●【標準型】で発注される橋梁維持工事については、配置予定技術者の保有する資格に『「技術士」のほか「1級土木施工管理技士かつ橋梁AM点検士(道路部門)かつ橋梁補修技術研修会受講者」も評価対象とする』に修正しました(下線部分を修正)。

●新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します(別紙参照)。